

# 山梨通訳ボランティアネット会則（英語グループ）

## 第一条（名称）

本会は「山梨通訳ボランティアネット」（英語名：Yamanashi Systematized Goodwill Guide, YSGG）と称する。

## 第二条（事務局）

本会の事務局を会長宅におく。

## 第三条（目的）

本会は、ボランティア精神に基づいて国際親善を図ることを趣旨とし、外国人旅行者や滞在者が言語上の障害や不便を感じることなく、山梨県内の旅行、滞在が楽しく出来るよう語学ボランティアとして支援し、会員相互の情報交換やスキルの向上、親睦を図ることを目的とする。

## 策四条（活動内容）

本会の活動内容は以下のとおりとする。

- ① 団体または個人からの依頼で、本会の活動主旨にかなう外国人への通訳および観光案内
- ② ホームビジットなどに伴う外国人旅行者の受け入れ、家庭への案内
- ③ その他本会が必要と認める活動

## 第五条（心得）

会員は活動を行う際、次の点に留意する。

- ① ボランティアの趣旨により外国人の接遇に伴う報酬は受け取らない
- ② 常に YSGG 名札を着用し、善意通訳者カード及び会員証を携帯する
- ③ 活動終了後、会長・会長代理は、定例会時に可能な限り活動内容を報告する
- ④ 会員はできる限り定例会に参加する。
- ⑤ 自己の政治的、宗教的な目的のために活動しない。

## 第六条（会員資格）

本会の会員は、日本政府観光局（JNTO）に申告登録した GG（グッドウィル・ガイド）の有資格者で、第三条の目的を理解し積極的に活動する意欲を持つ者。

外国人との日常会話がある程度出来る語学力を備えた者。

年会費 2,000 円を払った者。

## 第七条（役員及び任務）

- ① 本会に次の役員を置く。

会長1名 本会を代表し、本会の業務を統括する

会計1名 会計事務を取り扱う

会計監査1名 会計監査を行う

書記1名 議事録の記録

総務1名 会の実務運営の支援

- ② 本会の効果的運用の為に随時、必要性に応じてプロジェクト・グループ、そのリーダーを総会の同意にて選出・結成できる。
- ③ 本会の役員は総会で選出する。
- ④ 役員の任期は1年とし、改選候補がいなければ現状の職務を継続する。

## 第八条 (役員会)

役員会員は次の事項を検討する。

- ① 本会の活動を行う上で、重要と認める事項。
- ② 総会に語らねばならない事項。

## 第九条 (総会及び定例会)

総会は年間の計画やその他本会運営の基本的事項(役員選出・会則の変更など)を決定し、定例会は会員相互の情報交換や親睦などを行う。

- ① 年次定期総会は、毎年4月に会長が招集する。
- ② 総会の決議は、本会員の過半数以上の賛成をもって決定する。
- ③ 月に一度、定例会を開催する。

## 第十条 (会費)

会費は入会費 2,000 円、年会費 2,000 円とする。入会費を納められた方は初年度は年会費を免除し、次年度(4月1日)からは、年会費を納める事。

ただし、実施業務の内容により定例会での承認を得て臨時会費を徴収することができる。

## 第十一条 (ボランティア・ガイド 交通手段、手当)

### ① ボランティア・ガイド時の交通手段

ボランティア・ガイド時の交通手段は、バス、電車、場合によってはタクシー(お客様のご承認による)を基本とする。

### ② ボランティア・ガイド時の自家用車使用

ボランティア・ガイド時、バス、電車、タクシー等の有効な交通手段がない場合、お客様のご要望に応えるべく自家用車を使用する場合、係る旅程表を1週間前までに事務局までご提出頂き、事務局・役員各位の承認を得るものとする。

### ③ 上記①、②何れの場合も、ガイド手当 3,000 円/日を支給するものとする。

### ④ 河口湖駅前の通訳ガイド時の国際交流センター第2駐車場からの相乗り運転 相乗り運転をして頂く方には、ガソリン代見合い分 1,000 円/日を支給する。

## 第十二条（入会・退会）

本会に入会する者は、定例会において入会の旨を役員に伝え、日本政府観光局（JNTO）にGG（グッドウィル・ガイド）の手続きを行う。また、退会する者は事前にその旨を届けなければならない。

## 第十三条（会則の改訂）

春会則の改正は総会の決議によらなければならない。

## 第十四条（その他）

本会則に定めるもの以外に必要な事項は役員会で決定し、全会員に通知する。

## 第十五条（附則）

本会則は、平成29年7月1日より実施する。

会則は毎年見直し、必要に応じ改定する。

その他事項については必要に応じて定めることとする。

（制定 平成30年5月27日）

（制定 平成21年7月26日）

（改定 平成26年4月27日）

（改定 平成29年6月18日）

～以上～